

第 26 回

松江市開発審査会議案

令和4年12月22日(木)

松江市都市整備部都市政策課

第26回松江市開発審査会議事内容及び運営順序

《付議案件》

都市計画法第29条第1項の規定による許可(開発許可)について…1件

議 第 1 号

項 目	内 容
申 請 者	松江市東忌部町3173番地1 社会福祉法人さくらの家 理事長 吉金 隆
申 請 地	松江市玉湯町布志名371番5
予定建築物の用途	グループホーム
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準12

都市計画法第42条第1項の規定による許可(用途変更許可)について…1件

議 第 2 号

項 目	内 容
申 請 者	松江市東持田町1415番地 社会福祉法人千鳥福祉会 理事長 山本昌子
申 請 地	松江市下東川津町字頭廻シ63番5
予定建築物の用途	障害者地域生活支援事業施設、放課後等デイサービス
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準12

都市計画法第43条第1項の規定による許可(建築許可)について…1件

議 第3号

項 目	内 容
申 請 者	松江市北陵町42番地3 公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター 会長 小池律雄
申 請 地	松江市北陵町42番3、42番4
予定建築物の用途	事務所、研究所
該 当 基 準	松江市開発審査会特例取扱い (「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築)

《報告案件》

都市計画法第43条第1項の規定による許可(建築許可)について…1件

報告 第1号

項 目	内 容
申 請 者	愛知県刈谷市小垣江町永田47番地 株式会社テルミック 代表取締役 田中 秀範
申 請 地	松江市北陵町42番2、45番1
予定建築物の用途	事務所
該 当 基 準	松江市開発審査会特例取扱い (「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築)
許 可 日 ・ 番 号	令和4年11月1日 指令都開第60号

都 開 第 1 9 7 号

令和4年11月28日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第29条第1項の規定による許可について（付議）

このことについて、都市計画法第34条第14号の規定により、次のとおり審査会に付議します。

1. 都市計画法第29条第1項の規定による許可（開発許可）

松江市玉湯町布志名において、社会福祉法人さくらの家が運営するグループホームを新築することについて、開発審査会に付議するもの。

2. 申 請 者

松江市東忌部町3173番地1
社会福祉法人さくらの家
理事長 吉金 隆

3. 申請区域の所在地

松江市玉湯町布志名371番5

4. 申請区域の面積

1, 332. 86平方メートル

5. 建築物の用途

グループホーム

6. 建築物の面積

延 べ 面 積	370. 53平方メートル
グループホームA棟	167. 16平方メートル（木造平屋建て）
グループホームB棟	167. 16平方メートル（木造平屋建て）
附属 倉庫	10. 00平方メートル（木造平屋建て）
附属 パーゴラ	26. 21平方メートル （アルミニウム合金造平屋建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準12に該当

都 開 第 1 9 7 号

令和4年11月28日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第42条第1項の規定による許可について（付議）

このことについて、都市計画法第34条第14号の規定により、次のとおり審査会に付議します。

1. 都市計画法第42条第1項の規定による許可（用途変更許可）

松江市下東川津町において、社会福祉法人千鳥福祉会が運営する「障害者地域生活支援事業施設」を「障害者地域生活支援事業施設及び放課後等デイサービス」に用途変更することについて、開発審査会に付議するもの。

2. 申 請 者

松江市東持田町1415番地
社会福祉法人千鳥福祉会
理事長 山本 昌子

3. 申請区域の所在地

松江市下東川津町字頭廻シ63番5

4. 申請区域の面積

1,322.69平方メートル

5. 建築物の用途

障害者地域生活支援事業施設及び放課後等デイサービス
（従前の用途：障害者地域生活支援事業施設）

6. 建築物の面積

延 べ 面 積 339.60平方メートル（鉄骨造2階建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準12に該当

都 開 第 1 9 7 号
令和4年11月28日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第43条第1項の規定による許可について（付議）

このことについて、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定により、次のとおり審査会に付議します。

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市北陵町において、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センターの駐車場用地拡張にかかる建築許可について、開発審査会に付議するもの。

2. 申 請 者

松江市北陵町42番地3

公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター

会長 小池 律雄

3. 申請区域の所在地

松江市北陵町42番3、42番4

4. 申請区域の面積

1,300.00平方メートル

5. 建築物の用途

事務所・研究所

6. 建築物の面積

延 べ 面 積 350.51平方メートル（鉄骨造2階建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会特例取扱い

「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築

都 開 第 1 9 7 号

令和4年11月28日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第43条第1項の規定による許可について（報告）

このことについて、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定及び松江市開発審査会特例取扱いにより、次のとおり審査会に報告します。

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市北陵町の「ソフトビジネスパーク島根」において、株式会社テルミックが事務所を新築することについて、開発審査会に報告するもの。

2. 申請者

愛知県刈谷市小垣江町永田47番地
株式会社 テルミック
代表取締役 田中 秀範

3. 申請区域の所在地

松江市北陵町42番2、45番1

4. 申請区域の面積

2,925.36平方メートル

5. 建築物の用途

事務所

6. 建築物の面積

延 べ 面 積 262.80平方メートル（木造平屋建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会特例取扱い
「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築

8. 許可年月日、許可番号

令和4年11月1日 指令都開第60号